

人吉市農業委員会定例総会
(第9回)

令和6年9月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年9月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 46 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 47 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 48 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 49 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委
員会の意見決定について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（13名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘

同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	25番	東照

○欠席した委員

農業委員	2番	中嶽修平
推進委員	16番	有瀬英憲
同	24番	東悟

議事録署名農業委員	7番	永田正輝
議事録署名推進委員	25番	東照

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥越輝喜
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30

- （議長）おはようございます。本日は2番委員、16番委員、24番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第9回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に7番委員、25番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第46号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第46号 朗読

- （議長）1番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（６番委員）おはようございます。議第４６号、農地法第３条の許可申請に対する１番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、１筆で１,４６５㎡です。有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地取得後については飼料作物を栽培するとなっております。この農地については、譲受人のご両親が生前より小作としていたところでありまして、譲渡人より「購入をしてもらえないか」と話があり、今回の申請に至ったということでございます。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

○（８番委員）議案書に国籍が日本と書いてありますが、これは書かなければならないような問題でしょうか。

○（事務局 刈田主任）事務局よりご説明いたします。今回から載せている項目になります。３条の下限面積が撤廃により誰でも買えるようになりました。外国の方が日本の農地を買われるケースもあるようです。本来であれば、昨年の９月から申請書に国籍の記載があっていましたが、今回、端末の更新にあたって国籍が載るようになったので、今回より追記させていただくことになりました。以上です。

○（８番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番の報告について４番委員の報告をお願いします。

- （４番委員）議第４６号、農地法第３条の許可申請に対する２番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で５２㎡です。３条の有償移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始になります。位置図をご覧ください。申請地は住宅を購入されたときにあった農地で、５２㎡の小さな農地ですが、家庭菜園として野菜を栽培したいということで申請がされております。次に調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番はいずれも該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。
日程第２・議第４７号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第２・議第４７号 朗読

- （議長）１番について１番委員の調査報告をお願いします。

- （１番委員）おはようございます。議第４７号、農地法第４条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は１筆で２４９㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は通路です。農地の区分は第１種農地で都市計画区域外です。申請地はタブレット３ページのとおりです。申請地は自宅から市道に出るための通路として申請人所有の畑を利用したということで、既転用で始末書を提出済です。生活排水及び汚水は発生しません。雨水は自然勾配で対応できるということです。左側は申請人所有の畑で右側住宅はブロック塀のため今まで問題はなかったということでしたが、問題が発生した場合には双方で対応するという事です。申請人の祖父の代から通路として使っておりまして、数十年間通路として使っている状況です。また、申請地は第１種農地ですが、集落と接続しており、ほかに代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない

と判断をいたしました。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分は第1種農地です。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第3・議第48号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第48号 朗読

- （議長）1番について8番委員の調査報告をお願いします。

- （8番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は田の989㎡でございます。権利種別といたしまして、所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用の理由といたしましては、駐車場となっております。備考欄で第3種農地、都市計画用途指定区域内でございます。ここに着工と完了が記載されておりますが、今現在、譲受人がアパートのリフォーム中ということで、この着工どおりには少し難しいかもしれないと言われておりました。位置図と実質審査表につきましてはタブレットをご覧ください。事業計画書が提出されておりますので、読み上げていきたいと思っております。この土地の選定につきましては、申請地周辺でアパート5棟を経営しており、入居者用駐車場として60台分確保していますが、一家族で複数台の自動車を所有していることも多く、駐車場が不足しているということです。このため近くで駐車場用地を探していたところ、申請地を譲り受けることができることとなったので、申請をされたということでございます。給排水計画につきましては、駐車場で盛り土をするということで、敷地内における自然浸透、生活雑排水や汚水は発生しないということでございます。被害防除計画

につきましては、造成中の被害防除策としまして、隣接農地との境界法面には芝を張ると書いてありますが、本人さんへ尋ねましたところ、芝は近隣の農地のほうにはみ出す恐れがあるので、防草シートを張るということでございました。また、土砂の流出がないよう注意をし、留意をするということです。万が一、被害が発生した場合には当方において責任をもって対応するということでした。土地改良区からの意見書も提出されており、差し支えないということでございます。最後に実質審査表をご覧ください。立地基準と農地の区分は記載のとおりです。農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は、許可することができる。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第4・議第49号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第49号 朗読

- （議長）それでは事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和6年9月12日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が26,818㎡、「畑」が10,418㎡、合計の37,236㎡あがってきております。一番下の所有権移転はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が0

件、再設定が4件、合計の4件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が15,854㎡、「畑」が10,418㎡、合計の26,272㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時52分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）2点ほどお聞きします。2番の借受人についてです。ご主人が亡くなられて借受人はおそらく奥様だと思います。かなりの面積を経営されていますが、どのような経営状態なのか分かれば教えていただきたいのと、3番についてですが、借受人の借賃が1筆で6万円と記載されていますが、調査員さんが今日はお見えではありませんが、分かれば教えていただきたいです。

○（事務局 坂井）先に3番についてお答えをいたします。借賃がかなり高いのではないかというお気持ちで質問をされたと思います。実はこの方たちの中でいろいろな話し合いの結果であります。貸人はこの農地をいずれかは誰かに譲りたいという希望をもっていらっしゃいます。出来るのであれば、今、借りている借人へお願いをしたいということで実は話し合いの場を設けていました。このような約束をされていますが、なかなか目的が達成されないで、どうしようかという内容の話だったので、借人は「いずれかは買いたい気持ちもあるが、今はまとまったお金がないので、ここ何年かはこのままの金額で借りて、そのうち売買される」ということで、お二人の間できちんと話し合いをされております。私も立ち会っておりますので、この金額についてはお互いに納得されておりますので、問題ないと思われそうです。

2番の借人の経営状況につきましては、私の方では分かりませんので、もし、どな

たか分かれる方がいらっしゃればお願いいたします。

- （１２番委員）２番の案件についてですが、６番委員が言われたように旦那さんを亡くされて、どうされるのかと思っておりましたが、旦那さんの意向を継いでやっていくということでした。でも、はっきりと言って田んぼにはたくさんヒエが生えたりしており、なかなか難しい経営だと思いますが、いろいろと聞くと出来るだけやっていきたいということで、人手を借りてやっておられます。別の案件でこの田んぼはどうだろうかと一度、伺いに行ったことがあります。それもやはり何とかして作りたいということいろいろ思うこともあります。女性だけの経営で心配される面もあるかと思いますが、今のところはやっておられるようです。将来的には経営規模を縮小されると少し聞きました。以上です。

- （６番委員）雇用も何人かされているのでしょうか。

- （１２番委員）はい。雇って経営をされています。人手がなかなか見つからないということが、悩みの種ようです。そういうこともおっしゃられていました。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和６年第９回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ ９時５５分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員